

条件付き一般競争入札について（お知らせ）

青森市企業局水道部総務課

本企業局では、平成 23 年 10 月入札執行分から、条件付き一般競争入札を実施しています。

対象工事、入札までの流れは以下のとおりです。

入札参加者の皆様におかれましては、このお知らせのほか、青森市企業局水道部本庁舎 1 階掲示板、閲覧場所、ホームページに掲示・掲載している各要領等の内容も必ず確認してください。

1. 条件付き一般競争入札対象工事

設計金額 500 万円以上のすべての建設工事を対象とします。

ただし、浪岡地区発注工事及び一般競争入札に適さない建設工事は対象外とします。

2. 入札までの流れ

2.1 公告

(1) 基本公告

一般競争入札の対象工事について、各工事に共通する資格及び事項を取りまとめた公告（平成 27 年 3 月 4 日公告）を熟読し、内容を確認してください。

(2) 個別公告

基本公告と併せて、工事ごとの資格及び事項を取りまとめた個別公告を、原則として毎月最終木曜日に公告しますので確認してください。

個別公告は、企業局水道部本庁舎 1 階掲示板、閲覧場所、ホームページで公表します。

2.2 入札参加申請

基本公告及び個別公告に定める入札参加資格を満たしている場合は、入札に参加することができます。

参加を希望する場合は、個別公告で指定する「条件付き一般競争入札参加申請書」等参加申請に必要な書類を、指定する期日までに F A X により、企業局水道部総務課へ提出してください。

ただし、個別公告で入札参加申請方法について指定がある場合は、その方法に従ってください。また、あらかじめ設計図書の貸与を受け、内容等を検討したうえで、参加申請することもできます。

2.3 設計図書の貸与

各工事の設計図書は個別公告に記載の貸与場所で、公告日の翌日から貸与を受けることができます。

設計図書の貸与を受ける場合は、「設計図書受領予約兼受領書」を設計図書受領希望日の前日の午後5時までに、FAXにより貸与場所へ提出してください。設計図書の受領は、月曜から金曜（祝日等除く）の午前8時30分から午後5時までとします。

予約した設計図書は、個別公告で指定する貸与場所において、FAX送信した「設計図書受領予約兼受領書」の原本と引き換えに貸与します。

なお、入札参加申請書を提出していても、設計図書の貸与を受けていない場合の入札は、無効となりますのでご注意ください。

2.4 設計図書の返却

個別公告で指定する返却開始日から7日以内に貸与場所へ返却してください。

2.5 入札書等の提出

条件付き一般競争入札は、郵便入札で行います。入札書とともに、工事費内訳書も同封してください。

入札書の郵送方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかとし、「〒030-8799 日本郵便株式会社青森中央郵便局留 青森市企業局水道部総務課」宛てで、個別公告で指定する入札書到着期限までに到着するように手続きを行ってください。

なお、郵便入札の条件に反した場合、当該入札書は無効となります。

また、入札書の宛名は「青森市公営企業管理者企業局長」となりますので、ご注意ください。

※詳細については、基本公告「9 入札の方法」及び「郵便入札用封筒記載例」を参照してください。（いずれも、青森市水道事業ホームページに掲載しています。）

2.6 入札の立会い

入札参加申請者のうち、二者を入札立会人として開札します。

入札立会人には、「入札立会依頼書」をFAXで送信しますので、依頼された入札立会人は、FAXで送付された「入札立会依頼書」及び「認印」を持参のうえ、入札の立会いをお願いします。

なお、代理人が立ち会う場合は、「入札立会人委任状」を併せて持参してください。

2.7 落札者の決定

開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者（低入札価格調査制度要綱の規定により失格又は失格とみなされた者及び最低制限価格制度要綱の規定により失格となった者を除く。）を落札者とし、その旨を落札者に通知します。